

サイバー空間での児童被害 に対する刑事規制

中央大学国際情報学部准教授 中村真利子

1 はじめに

@韓国

「n番ルーム事件」

児童の性搾取物を共有するグループチャットルーム

→デジタル性犯罪に対する強力な処罰の必要性

* 「児童・**青少年の性保護**に関する**法律**」の改正（2021年）
オンライングループミングの犯罪化／捜査特例の新設

2 捜査特例の概要

- 身分秘匿捜査（青少年性保護法25条の2第1項）

司法警察官吏は、……デジタル性犯罪……に対して、身分を秘匿し、犯罪現場（情報通信網を含む。）又は犯人と思料される者に接近し、犯罪行為の証拠及び資料等を収集……することができる。

<要件> 上級警察官署捜査部署の長の承認

<期間> 最長3か月

2 捜査特例の概要

- 身分秘匿捜査（青少年性保護法25条の2第1項）

<方法（施行令）>

「**秘匿**」：警察官であることを明らかにせず、又は否認（身分偽装捜査における「身分を偽装するための文書、図画及び電子記録等の作成、変更又は行使」に至らない行為であって、警察官以外の身分を告知する方式を含む。）する方法

「**接近**」：会話の構成員として観察するなど会話に参加したり、児童・青少年性搾取物等を購入したり、無償で提供を受けるなどの方法

2 捜査特例の概要

- 身分秘匿捜査（青少年性保護法25条の2第1項）

<承認手続（施行令）>

上級警察官署捜査部署の長の承認

・・・書面による承認要請

+ 必要性・対象・範囲・期間・場所及び方法等の疎明

→終了後

終了日時及び終了事由等の報告

2 捜査特例の概要

- 身分偽装捜査（青少年性保護法25条の2第2項）

司法警察官吏は、デジタル性犯罪を計画若しくは実行し、又は実行したと疑うに足りる十分な理由があり、他の方法ではその犯罪の実行を阻止し、又は犯人を逮捕し、若しくは証拠を収集することが困難である場合であって、捜査目的を達成するためにやむを得ないときは、次の各号に掲げる行為……を行うことができる。

2 捜査特例の概要

- 身分偽装捜査（青少年性保護法25条の2第2項）
 - 1 身分を偽装するための文書、図画及び電子記録等の作成、変更又は行使
 - 2 偽装身分を使用した契約・取引
 - 3 児童・青少年性搾取物又は「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条第2項の撮影物又は複製物（複製物の複製物を含む。）の所持、販売又は広告

2 捜査特例の概要

- 身分偽装捜査（青少年性保護法25条の2第2項）

<要件と手続>

裁判所の許可書

（種類・目的・対象・範囲・期間・場所・方法等の特定）

← 検事による許可請求

← 司法警察官吏による許可申請

・・・申請事由を記載した書面

+ 申請事由に対する疎明資料

2 捜査特例の概要

- 身分偽装捜査（青少年性保護法25条の2第2項）

<期間>原則として最長3か月

（捜査の目的が達成されたときは直ちに終了）

※延長 3か月の範囲で延長を申請・請求（通じて1年）

* 緊急身分偽装捜査

検事への許可申請（遅滞なく）／裁判所の許可（48時間以内）

2 捜査特例の概要

<その他の規定>

- 証拠及び資料等の使用制限（使用できる場合）
その目的となったデジタル性犯罪の予防・捜査・訴追など
- 国家警察委員会と国会の統制（身分秘匿捜査のみ）
- 秘密順守義務
- 免責規定
「故意又は重大な過失がないとき」：刑事・行政・民事上の免責
- 捜査支援及び教育

2 捜査特例の概要

<実施状況>

施行後約 1 か月の実施状況

	申請件数	承認・許可	検挙人員
身分秘匿捜査	38件	32件	—
身分偽装捜査	4件	3件	—
計	—	35件	58人

※韓国警察庁の報道資料（2021年10月26日付）より作成

3 捜査特例をめぐる課題

- 両者の区別基準

	身分秘匿捜査	身分偽装捜査
形態	「接近」と証拠の収集	偽装した身分での契約・取引 性搾取物の所持・販売・広告
実体要件	犯罪の嫌疑	嫌疑の十分性 補充性・相当性
手続要件	内部承認	裁判所の許可書
期間	3か月	3か月＋延長可能

3 捜査特例をめぐる課題

- 統制の方法

- 【身分秘匿捜査】

- 内部での承認 + 事後的な報告義務

- 【身分偽装捜査】

- × 「請求しなければならない。」

- ○ 「請求する。」

- ： 検事は原則として裁判所の許可を請求しない裁量がない

事後通知
証拠の廃棄義務
不服申立て手続

3 捜査特例をめぐる課題

- 違法なおとり捜査との関係

(韓国大法院) 機会提供型と犯意誘発型

< 身分秘匿捜査及び身分偽装捜査の限界 (施行令) >

「捜査関係法令を遵守し、元々犯意を有していない者に犯意を誘発する行為をしないなど、適法な手続と方式により捜査すること」を要求

* 成人の性搾取物に関するおとり捜査との整合性

3 捜査特例をめぐる課題

- 身分偽装捜査において利用可能な性搾取物
既存の性搾取物の「所持、販売又は広告」
→性搾取物の拡散に繋がりがねない

* 人工知能（AI）技術の活用

実在する児童が登場しない性搾取物の利用の是非

Cf. 韓国「児童・青少年性搾取物」：表現物も含まれる

3 捜査特例をめぐる課題

- オンライングルーミング行為の不能犯処罰規定の欠如
オンライングルーミング行為
= 児童に対する性的虐待の準備行為

Cf. 児童・青少年に対する強姦・強制わいせつ罪
→ 予備・陰謀罪の新設（2020年）

* オンライングルーミング行為の不能犯形態

4 結びに代えて